

江戸川区子どもの権利条例（素案）

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害のある、なしなどに関わらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、暮らすことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや願いをしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができます。子どもは自分の思いや考えを表し、まわりの人に認められ、多くの人たちと信じあうことで、一人の人間としての責任感が芽生え、地域社会をつくる一員となることができます。

一人ひとりの子どもが大切にされ、お互いの思いや考えが尊重され、誰もが認められる権利を大切にしようとするところは、すべての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約の基本となる考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例

を定めます。

(目的)

第一条 この条例は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの権利を大切に守っていくために、その基本となる考えをみんなで理解し、江戸川区のまち全体で子どもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第二条 この条例で使う言葉の意味については、それぞれ以下のとおりです。

- 一 「子ども」とは、区内に住んでいたり、学んでいたり、働いていたり、活動をしたりしている人の中でまだ18歳になっていない人をいいます。ただし、これらの人と同じく権利を認めることがふさわしい人も含みます。
- 二 「保護者」とは、親や、親に代わって養育をする里親などをいいます。
- 三 「区民」とは、区内に住んでいたり、学んでいたり、働いていたり、活動をしている人や団体、事業所をいいます。
- 四 「育ち学ぶ施設」とは、保育所や幼稚園、学校などの、子どもが育ち、学んだり、活動したりするために利用する施設をいいます。

たいせつ けんり
(大切な権利)

だい じょう こ じどう けんり かん じょうやく かんが もと う
第三条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、生まれたとき
けんり も ひと けんり たいせつ まも
から権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 えどがわく など (えどがわく ほごしゃ そだ まな しせつ かんけいしゃ くみん
江戸川区など(江戸川区、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、区民をいいま
す。)は、子どもが成長していくために、特に次の4つの権利を大切にし
ていきます。

一 こ じぶん たいせつ ほんざい じっかん
子どもは、自分が大切でかけがえのない存在であることを実感でき、
じぶん せいちょう しえん
自分らしく成長できるよう支援されること。

二 こ じゆう いけん あらわ じぶん かんが いけん う
子どもは、自由に意見を表すことができ、自分の考えや意見が受け
とめられ、ねんれい ほんたつ おう かんが
止められ、年齢やころ、からだの発達に応じてしっかりと考えてもら
えること。

三 こ へいわ あんぜん かくほ さべつ ぎやくたい
子どもは、平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、い
じめなどをうけずにあんしん い
じめなどを受けずに安心して生きていくことができること。

四 こ かが かっどう こ もっと
子どもに関わるすべての活動において、その子どもにとって最もよい
ことがしっかりとかんが
ことがしっかりと考えてもらえること。

3 こ じぶん けんり たいせつ おな じぶんいがい ひと
子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の
けんり たいせつ
権利を大切にします。

えどがわく やくわり
(おとなと江戸川区の役割)

だい じょう ほごしゃ こそだ だいいち せきにん かにい こ すこ
第四条 保護者は、子育てについて第一に責任があり、家庭が子どもの健や

かな^{せいちょう}成長のためになくなくてはならない大切な場であることを自覚し、必要が

あるときは江戸川区や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を受けながら、子ど

もが健やかに育つよう、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな

育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のため

に重要な役割を持っていることをしっかりと理解し、子どもが自分で考

え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に

守られるよう努めます。

4 江戸川区は、子どもの権利を大切にし、子どもの意見をきき、子どもが

地域社会へ参加していくことができるよう支援していきます。

5 江戸川区は、子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるととも

に、子どもの立場から考えたまちづくりを江戸川区のまち全体にわたって

計画的に行い、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

6 江戸川区は、子どもの権利が大切に守られるための取組を進めていくため

の計画をつくりま

れんけい
(連携)

第五条 江戸川区などは、お互いに協力しながら子どもの育ちを支援しま

す。

- 2 江戸川区は、国や他の地方公共団体（都道府県や区市町村をいいます。）などと協力して、子どもに関する政策を実施し、子どもの育ちを支援します。

（権利が守られていない状態からの回復）

第六条 江戸川区などは、お互いに協力しながら差別や虐待、いじめなど、子どもの権利が守られていない状態について早期に発見し、権利が守られていない状態からの回復のための支援に努めます。

- 2 江戸川区は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。

- 3 江戸川区は、子どもの権利が守られていない状態について、その状態からのすみやかな回復を支援することを目的として、区長と教育委員会の下に子どもの権利が守られているかを確認する機関を設置します。

（家庭における権利を大切に守っていくこととそのための支援）

第七条 保護者は、家庭で安心して子育てをし、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

- 2 江戸川区は、保護者がその役割を理解し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の関係者や区民は、保護者が家庭で安心して子育てができるようお互いに協力しながら支援するよう努めます。

(地域における権利を大切に守っていくこととそのための支援)

第八条 区民は、地域の中で子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

2 区民や江戸川区は、その役割をしっかりと理解し、地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

3 江戸川区は、区民が子どもの権利を大切に守るための活動に対して必要な支援に努めます。

(育ち学ぶ施設における権利を大切に守っていくこととそのための支援)

第九条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

2 育ち学ぶ施設の管理者は、保護者や区民に対して、育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するよう努めます。

(子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと)

第十条 江戸川区は、子どもの権利について、子どもや区民に理解してもらうように努めます。

2 江戸川区は、^{えどがわく}、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設^{かてい}や^{ちいき}家庭^こ、^{けんり}子どもが^{まな}権利^{について}について学
び、^{じぶん}自分^{じぶんいがい}と自分以外^{ひと}の^{けんり}権利^{たいせつ}を大切に^{ひつよう}しあう^{しえん}ことができるよう^{必要}な^{支援}支援
に^{つと}努めます。

^{いにん}
(委任)

^{だい}第十一^{じょう}条 ^{じょうれい}この^{さだ}条例^{ひつよう}に定める^{えどがわくちょう}もののほかに^{必要}な^{こと}については、江戸川区長
が^{べつ}別に^{さだ}定めます。